

都内各診療・検査医療機関 御中

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う対応について（依頼）

平素より、東京都の感染症対策に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の都内での新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえ、下記のとおり対応を変更いたします。

また、濃厚接触者より東京都発熱相談センターに相談があった場合、濃厚接触者への対応が可能との回答をいただいた医療機関を直接御紹介させていただく場合がございます。

濃厚接触者より受診の連絡があった場合等には、下記を踏まえ行政検査や指導等の柔軟な対応について、御協力いただけますよう、お願いいたします。

記

1 医療機関における診断方法の変更等について

令和4年1月24日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年2月24日一部改正）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（以下「国通知」という。）における対応に関しては、以下の通りとします。

（改正事項）

令和4年1月24日事務連絡（令和4年3月18日付一部改正）により廃止いたしました「受診時に、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった旨の申し出があった場合、医師の判断により検査を行わなくても、臨床症状で診断を行うことが可能であること。届出の際は、疑似症患者として届け出ること」について、本通知をもって再開いたします。

（改正後の対応）

（1）重症化リスクが低いと考えられる方が発症し、受診前に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定される体外診断用医薬品として承認を受けた抗原定性検査キット等での自主検査（都が濃厚接触者向けに配布する抗原定性検査キットを用いた自主検査を含む）を実施した場合、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する自主検査の検査結果を持って確定診断を実施して差し支えない。

（2）無症状の方が、都のPCR等検査無料化事業による検査を受検した場合、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を持って確定診断を実施して差し支えない。

（3）診療にあたっては電話診療、オンライン診療等の遠隔診療を活用することが可能であること。

(4) 受診時に、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった旨の申し出があった場合、医師の判断により検査を行わなくても、臨床症状で診断を行うことが可能であること。届出の際は、疑似症患者として届け出ること。

その場合においても、入院調整時においては確定診断が必要となることから、重症化リスクの高い方については、検査実施の徹底をお願いします。また、経口抗ウイルス薬の投与を行う場合は、検査による確定診断が必要となります。

(5) 国通知「2. 外来医療のひっ迫が想定される場合」の対応について、都においては実施しません。

2 陽性者との濃厚接触の訴えがあった方への検査等の対応について

現在、都内においては、別添「濃厚接触者に係る特定や行動制限の変更について」の考え方にに基づき、保健所を介さず、陽性者本人からの連絡により濃厚接触者が特定したものとみなされる場合があります。また、感染急拡大に伴う検査・受診の集中を緩和するため、濃厚接触者となられた方に対し、発熱などの症状が出た際に自身で検査を実施いただけるよう、抗原定性検査キットを配布しております。

つきましては、診察時等における対応につき、以下の通り御協力よろしくお願ひいたします。

(1) 都が配布した検査キットで陽性だった場合、「1 医療機関における診断方法の変更等について」の(1)及び(2)による対応をお願いいたします。

(2) 自身で検査を実施していない受診者から、同居者等での陽性者が確認されたため、濃厚接触の可能性があると訴えがあった場合については、受診時の症状の有無等にかかわらず、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準」において、感染が疑われる要件とされる「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う」に基づき、柔軟に行政検査（保険診療）対象者としてご対応ください。

(3) (2)の対応に基づき、濃厚接触者として検査を実施された場合については、当該濃厚接触者を原則として B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取扱い、原則7日間の自宅待機の方法、有症状時の対応等についてもご指導ください（濃厚接触者への日々の健康状況の確認は不要です。）。ただし、変異株スクリーニング検査でオミクロン株以外と判明した患者の濃厚接触者の健康観察期間は14日間となります。濃厚接触者対応に係る詳細は、令和4年1月5日付厚生労働省事務連絡（令和4年2月2日一部改正）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」をご参照ください。

(4) 濃厚接触者の判断につきましては、以下の定義を参考としてください。

○ 濃厚接触者の定義（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より抜粋）

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

【参考】「東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/coronamidika.files/noukousessyokusya.pdf

【参考】「濃厚接触者となられた方のための検査キット申込サイト」

<https://tokyo-testkit.jp/>

(5) 受診後の過ごし方等につきまして、別紙1にとりまとめておりますので、周知の際に御活用ください。

3 HER-SYS での届出への移行について

東京都では HER - SYS の入力情報を元に、重症化リスクのある患者の特定や、個々人の症状等に応じた入院、宿泊療養、自宅療養等の療養形態について判断しているため、迅速かつ的確な HER - SYS への情報入力及び登録が重要です。そのため、入力環境がない等の場合を除き、都内における新型コロナウイルス感染症患者の発生報告については、原則、HER - SYS への入力によるものとさせていただきます。

つきましては、HER - SYS への入力を改めてお願いするとともに、現在 HER - SYS を利用していない場合は、積極的な導入をよろしく願いいたします。なお、HER-SYS で届出を行うにあたり HER-SYS ID を取得していただく必要があり、ID 取得に係る連絡先は以下の通りです。診療所と病院で連絡先が異なりますのでご注意ください。

- (1) 外来 ID（診療所、病院）：最寄りの保健所へご連絡ください。
- (2) 入院 ID（病院）：都感染症対策部防疫・情報管理課防疫担当（最下段の連絡先参照）

4 臨床症状による疑似症発生届の提出方法について

1 「医療機関における診断方法の変更等について」(4)に基づき、医師の判断により検査を行わず、臨床症状で疑似症患者と診断した場合の HER-SYS への入力又は都独自様式による FAX での届出方法については、別紙2を御参照ください。

5 届出に関する夜間休日の取扱いについて

平日夜間・休日の保健所閉庁時の診断報告について、東京都保健医療情報センター「ひまわり」への電話連絡をお願いしていたところですが、HER-SYS へ患者情報を御入力いただければ、電話連絡は省略可能です。保健所へ至急連絡を取る必要がある場合はこの限りではありません。

6 陽性判明時の対応について

患者急増に伴い、保健所からの連絡が遅くなる状況も生じているため、診断結果を伝える際に、以下について陽性者へのご案内をお願いいたします。

(1) 相談窓口の案内 (詳細は別紙3参照)

① 体調不良の際の窓口

陽性者本人の体調が思わしくない場合に相談できる自宅療養者フォローアップセンター「24時間対応の自宅療養者専用相談窓口」

陽性者を担当する保健所の所管地域によって連絡先の番号が異なります。

ア 第1フォローアップセンター (主に区中央部・南部地域) 電話 050-3352-2000

イ 第2フォローアップセンター (主に区北部・東部地域) 電話 0570-058-655

ウ 第3フォローアップセンター (杉並区及び多摩地域) 電話 050-3629-9140

エ 第4フォローアップセンター (主に区西部地域) 電話 050-3665-8018

※ 担当区域、連絡先は別途連絡します。

② 自宅療養サポートセンター (通称うちさぼ東京)

保健所、医療機関、フォローアップセンターの健康観察の対象とならない症状の軽い方、無症状の方が体調悪化時などに相談する窓口 (24時間対応)

電話番号：0120-670-440

③ 一般相談の窓口

医療・健康面以外の相談ができる「新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」

相談内容：新型コロナウイルス感染症に関すること (予防・症状への対応など)

受付時間：9時00分～22時00分、土・日・祝日を含む毎日

電話番号：0570-550571

上記の①～③の窓口の連絡先を確実にご案内いただくようお願いいたします。

(2) 医療機関連絡先の案内

自宅療養者の健康観察を実施していただいている医療機関におかれましては、自宅療養者が体調悪化した場合に連絡できるように、自医療機関の連絡先を確実にご案内ください。

(3) 濃厚接触者への連絡についての案内

陽性者本人から濃厚接触者と考えられる方に連絡いただくよう、依頼してください。陽性者から濃厚接触者に対して伝えるべき事項について、別紙4にまとめてありますので、あわせて御周知をお願いいたします。

(問合せ先)

【診断方法、HER-SYS に関すること】

東京都福祉保健局感染症対策部

防疫・情報管理課 防疫担当

電話 03-5320-4088

【自宅療養者フォローアップセンター等の相談窓口に関すること】

東京都福祉保健局感染症対策部

防疫・情報管理課 保健所関係支援担当

電話 03-5320-4526